

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害支援 区分6に 該当す る者の場 合	注 2人の重度訪 問介護従業 者による場 合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 90日以上利 用減算	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 情報公表未 報告減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ ロ以 外の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満	(186単位)		×200/100 熟練従業者 が新任従業 者に同行し て区分6の 利用者に支 援を行う場 合 ×180/100										1人1日当た り100単位を 加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)												
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)												
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)												
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)												
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)												
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)												
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)												
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)												
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)												
ロ 病院 等に入院 又は入所 中の障害 者に提供 した場合	(1) 1時間未満	(186単位)	+15/100											1回につき 100単位を加 算 注 地域生活 支援拠点等 の場合 +50単位
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(277単位)	+8.5/100											
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(369単位)												
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(461単位)												
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(553単位)												
	(6) 3時間以上3時間30分未満	(644単位)												
	(7) 3時間30分以上4時間未満	(736単位)												
	(8) 4時間以上8時間未満	(821単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(9) 8時間以上12時間未満	(1,505単位に30分を増すごとに+85単位)												
	(10) 12時間以上16時間未満	(2,184単位に30分を増すごとに+81単位)												
	(11) 16時間以上20時間未満	(2,834単位に30分を増すごとに+86単位)												
	(12) 20時間以上24時間未満	(3,520単位に30分を増すごとに+80単位)												
移動介護 加算	イ 1時間未満	(100単位を加算)												
	ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)												
	ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)												
	ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)												
	ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)												
移動介護緊急時支援加算		(1日につき240単位を加算)												
初回加算		(1月につき200単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)												
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)		(1回につき584単位を加算)												
入院時支援連携加算		(入院前に1回を限度として300単位を加算)												
福祉・介護 職員等処 遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×343/1,000)												注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×328/1,000)												
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×273/1,000)												
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×219/1,000)												
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき 所定単位×298/1,000)												
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき 所定単位×289/1,000)												
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき 所定単位×283/1,000)												
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき 所定単位×274/1,000)												
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき 所定単位×244/1,000)												
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき 所定単位×229/1,000)												
	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき 所定単位×224/1,000)												
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき 所定単位×223/1,000)												
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき 所定単位×209/1,000)												
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき 所定単位×179/1,000)												
福祉・介護 職員等特 定処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×70/1,000)												注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月31日まで算定可能
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×55/1,000)												
	ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×81/1,000)												
	ニ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×45/1,000)												